⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑸　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑹　その他の競争参加資格については、入札説明書による。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8950 東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房予算課調達班入札第２係　折笠　真彦　電話03―3591―6753

⑵　入札説明書の交付方法　本公告日から平成30年８月17日まで、上記３の⑴の交付場所にて無料で交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成30年７月23日午前11時　農林水産省大臣官房予算課入札室

⑷　入札書の受領期限　平成30年８月24日午前11時　持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　開札の日時及び場所　平成30年８月27日午前11時　農林水産省大臣官房予算課入札室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加資格に関する証明書等を平成30年８月20日午前11時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書等に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、証明書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第３条の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書等を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Nobuyuki Fukuhara, Counsellor (Accounting), Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⑵　Classification of the services to be procured: 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required: Modification of the Rural Community Area Map and the Survey Area Map for 2020 Census of Agriculture and Forestry 1 set

⑷　Fulfillment period: 29 March, 2019

⑸　Fulfillment place: As shown in the tender documentation and specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade "A", "B" or "C" in terms of qualification "Provision of services" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016, 2017 and 2018.

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for submission of certificates: 11: 00 A.M., 20 August, 2018

⑻　Time limit for tender: 11: 00 A.M., 24 August, 2018

⑼　Contact point for the notice: Masahiko Orikasa Procurement Section of Budget Division Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8950 Japan. TEL 03―3591―6753

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月28日

支出負担行為担当官
四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15

⑵　購入等件名及び数量　平成30年度　渡川水系外危機管理型水位計製造　一式（電子入札対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　平成30年12月20日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付官報）に基づく再申請の手続きを行った者を含む。）であること。なお、本案件に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することは出来ない。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年度以降に、当該製造物品と同等の物品に係る製造、納入の実績があることを証明した者であること。

ア　同等の物品とは、河川における水位計装置とする。

イ　実績の証明として、下記の書類の全てを提出すること。

１）契約時の仕様書等の写し

２）契約書、請求書又は納品書等のいずれかの写し